

平成30年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試B日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 司法試験用六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 以下の〔事実〕(1) から (3) を前提として、下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- (1) 2017 年 5 月 1 日の時点で、A は B に対して、同月 30 日を弁済期とする 300 万円の金銭債権（甲）を有していた。
- (2) 同日（5 月 1 日）、甲について、A を譲渡人、C を譲受人、対価を 280 万円とする債権譲渡契約（本件債権譲渡契約）が締結された。なお、甲について、譲渡禁止特約は、付されていなかった。
- (3) 同月 31 日、C は、B に対して、本件債権譲渡契約の契約書等を呈示して、自らが甲を譲り受けたとして、300 万円の支払いを求めた。

〔問 1〕 本件債権譲渡契約は、A の意思無能力を理由として無効であったものとする。そのことを過失なく知らない B が、C からの請求に応じて 300 万円を C に支払った場合、B と A の法律関係は、どのようなものであるか、説明しなさい。

〔問 2〕 本件債権譲渡契約は、甲について何ら権限を有しないにもかかわらず、「A 代理人 D」と名乗る D が C との間で締結したものとする。2017 年 5 月 31 日に、C が B に対して 300 万円の支払いを求めたところ、B は、既に前日（5 月 30 日）、A からの請求に応じて 300 万円を A に支払ったことを理由として、これを拒絶した場合、C が D に対して行うと考えられる請求の内容と根拠とを示し、その当否を論じなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

〔問1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 釈明義務

(2) 形式的当事者

〔問2〕

X（債務者）がY（債権者）を被告として、貸金債権（以下、「本件債権」という）の不存在の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。本訴の係属中に、YがXを被告として、本件債権の支払いを求める訴え（以下、「別訴」という）を提起した。別訴は、どのように処理されるべきか。論拠を示して説明しなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**
【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 下記の（1）および（2）に簡潔に解答しなさい。

（1）会社法356条1項1号の「自己又は第三者のために」の意義を説明しなさい。

（2）株主総会の開催にあたり、一部の株主に招集通知漏れがあった場合、通知を受けた株主が、通知漏れを理由に、当該株主総会における決議の取消しの訴えを提起できるか。

〔問2〕

東証一部上場のY株式会社（資本金35億円）は株主総会の開催に際して、株主の議決権行使を促すため、株主全員に対して、議決権を行使した（書面投票による行使も含む）株主には商品券（500円分）を贈呈する旨を通知し、株主総会後に贈呈した（総額450万円）。本件商品券の贈呈は会社法120条1項に違反するか検討しなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

[問 1]

債権譲渡契約が無効であった場合に、譲受人に弁済した債務者と譲渡人との法律関係についての理解を問うものである。

[問 2]

無権代理人の締結した債権譲渡契約の相手方（譲受人）と無権代理人との法律関係についての理解を問うものである。

問題 2

[問 1]

- (1) 裁判所による釈明権行使をめぐる問題についての理解を問う問題である。
- (2) 民事訴訟における「当事者」概念についての理解を問う問題である。

[問 2]

民訴法 142 条と確認の利益についての理解を問う問題である。

問題 3

[問 1]

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）の正確な理解を問う問題である。

[問 2]

問 2 は、会社法が禁止する利益供与に関する問題である。東京地裁平成 19 年 12 月 6 日判決の判示内容を踏まえた検討が期待される。